

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【公 告】

- 岡山県医療審議会からの答申
 - 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
 - ” ”
 - ” ”
 - 【選挙管理委員会】
 - 政治団体の名称等の公表
 - 政治団体の代表者等の異動
 - 政治団体の解散
 - 資金管理団体の名称等の公表
 - 【労働委員会】
 - 個別的労使紛争の処理に関する要綱の一部改正
- （県例規集登載）

医療推進課
建築指導課

” ”

選挙管理委員会

” ” ”

労働委員会

目次

担当課（室）

〔四八八〕岡山県医療審議会から次のとおり答申があった。

平成二十六年十一月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 諮問年月日

平成二十六年九月十八日

二 答申を受けた年月日

平成二十六年十月二十八日

三 諮問及び答申の事項

医療法人の設立及び解散の認可について

四 その他

諮問及び答申の内容を記載した書類については、岡山県庁県政情報室、岡山県備前
県民局、岡山県備中県民局及び岡山県備中県民局高梁地域事務所において閲覧するこ
とができる。

〔四八九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年十一月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市八代字田明九二一八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市上原七三雇用促進住宅四一二〇七

只信 裕也

三 許可番号

岡山県指令建指第一八二号

〔四九〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年十一月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字新町南三九九―六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市福井五〇―七

浪越 恵美

三 許可番号

岡山県指令建指第一七五号

〔四九一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年十一月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市地頭片山字兼近一九〇―二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市広江二丁目五―五二（グリーンコスミアン二〇一号室）

青木大二郎

三 許可番号

岡山県指令建指第一七七号

◎岡山県選管告示第六十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

平成二十六年十一月十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研吾

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
岡崎弥太郎後援会	岡崎 弥太郎	岡崎 和美	岡山市東区西大寺中野本町三一六	平成二六・一〇・一
拓 道 会	渡 邊 知典	渡 邊 和子	浅口市金光町大谷二四八五一	〃 〃 〃
平成たつこの会	角 南 義 文	角 南 義 文	岡山市中区湊三六五―五	〃 〃 〃
渡辺とものり後援会	佐 藤 元 信	佐 藤 元 信	浅口市金光町大谷二四八五一	〃 〃 〃

◎岡山県選管告示第六十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十六年十一月十八日

岡山県選挙管理委員会
委員長 岡本研吾

一 政党の支部

政治団体の名称

異動事項

新

旧

届出年月日

自由民主党岡山県第三選挙区支部

会計責任者

山本敏明

小倉博俊

平成二六・一〇・二一

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

異動事項

新

旧

届出年月日

氏家まなぶ後援会

代表者

石塚幸弘

朝長忠夫

平成二六・一〇・六

岡山県放射線技師連盟

会計責任者

村上健一

松香育子

〃

草加のぶよし後援会

主たる事務所の所在地

岡山市北区平野二二六九一

岡山市北区岡町一六一〇一二〇一

〃

千田まさひろ後援会

代表者

赤田剛

西野紀郎

〃

地域デザイン研究フォーラム

主たる事務所の所在地

倉敷市倉敷ハイツ三一一

総社市下林八二一

〃

早島を明るくする会（福田健後援会）

主たる事務所の所在地

都窪郡早島町若宮二七七一

都窪郡早島町若宮一〇一〇

〃

森西順次後援会

代表者

川原雅人

藤井昭爾

〃

〃

代表者

森中美義

村上博朗

〃

〃

代表者

〃

〃

〃

◎岡山県選管告示第六十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

平成二十六年十一月十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本研吾

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者氏名

解散年月日

原田健明後援会

三原誠介

平成二六・三・三一

◎岡山県選管告示第六十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつた。

平成二十六年十一月十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研吾

資金管理団体の届出をした者の氏名 公職の種類

資金管理団体の名称

主たる事務所の所在地

代表者氏名

届出年月日

岡崎 弥太郎 岡山県議会議員

岡崎弥太郎後援会

岡山市東区西大寺中野本町三十一 岡崎 弥太郎

平成二六・一〇・一

六

千田 昌寛 "

千田まさひろ後援会

倉敷市倉敷ハイツ三十一

千田 昌寛

" 一〇・一六

渡邊 知典 "

拓道会

浅口市金光町大谷二四八五十一

渡邊 知典

" 一〇・一〇

◎岡山県労働委員会告示第二号

個別的労使紛争の処理に関する要綱（平成十三年岡山県地方労働委員会告示第四号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十一月十八日

岡山県労働委員会

会長 宮 本 由美子

第二条第一項中「相談」を「相談及びあつせん」に改める。

第三条第一項中「所定の相談日に」を削り、同条第二項を削る。

第四条第一項中「場合には、」の下に「当該紛争に係る相談に応じた相談員その他会長が適当と認める相談員があつせん員となり、」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、あつせんの申請があった場合において、会長が適当と認めるときは、会長が前条の相談員候補者名簿の中から指名する相談員があつせん員となり、あつせんを行うものとする。

第六条を第十条とし、第五条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（適用除外）

第九条 この要綱は、船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）第六条第一項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者、国家公務員並びに地方公務員については、適用しない。ただし、特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二号の職員、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十五条第一項の企業職員、地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第四十七条の職員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十七条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員であつて地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号の職員以外のものの勤務条件に関する事項についての紛争については、この限りでない。

第四条の次に次の三条を加える。

（あつせんの手続の非公開）

第五条 あつせん員が行うあつせんの手続は、公開しない。

（あつせんの記録）

第六条 あっせん員は、委員会事務局の職員に、あっせんの手続に関する記録を作成させるものとする。

(秘密保持義務)

第七条 相談員及びあっせん員は、その職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。